月末か7月初めに開催す説明会については、6

る予定で準備している。

る計画や幼保再編支援基

子育て支援に関す 質問に文書で回答 統合保育所関連の

本方針は、

関係者の意見

歳以上の24名については、担課 り進めていく。3

担当課長

俱知安町北児童館

現行の条例では、

エ ij

する認定エリアマネジメ アマネジメント条例に準

芳男 件 の 般質問 議員 原田

歳以上の子どもと3歳未満児の扱いは

町長:定員としては、 弾力的な対応をしていく

> るとし、 町長の答えはあまりにもな心配ごとだと思うが、 願っていると思う。 言えない。 書」が出されている。 基本方針」で説明会をや つれない、 「倶知安町幼保再編支援2014年8月策定の 質問はどれももっとも 会からも「統合 町民目線とは

も同じ施設に通いたいと 保育所の町民参画のため また、3歳以上も以下 説明会を求める要望

少数だから我慢してほし所を考える会の質問に、 いと答えている。 との倶知安の新しい保育 になり送迎が大変になる 複数の施設に通わすこと トの子どもがいる場合、 以上の子ども、 今のままでは3歳 以 い部分について統合保育ども園で受け入れられな る。 所で受け入れることにな るものではなく、認定こ 障がい者だけを受け入れ

弾力的な対応をしていく。 定員としては定めるが

放課後児童クラブ

平成26年12月定例議会で 法律の改正を行った。 までをその対象にすると 原田 本町も法律改正を受け 放課後児童クラブ

条例を定めた。

裕教室や児童館を利用し対し、授業の終了後、余 ては、 対し、授業の終了後、余より家庭にいない児童に 町長 保護者が労働等に

図るとしている。 場を与えて健全な育成 て適切な遊び及び生活の 所の確保、 教育委員会とも協議し 支援員の拡 段階的に検 を

ではないか。守らなければならないの

みずから定めた条例は、

全育成事業につい国の放課後児童健

きでは。

進めている。 実現可能なものに修正を 町長 防災計画について 7

エリアマネジメント

する必要があり困難であ 用徴収は難しいと

町長

北児童館(放課後児童クラブ)

議会を作っている。そこ道と沿線自治体で対策協 で議論して結論をだす。 在来線の問題については、 難しい状況である。

説明会について泊原発に係る北電 の

討していく。

再稼働せず廃炉にすべけだった。 な対策をしたという話だ 福島の事故を受けてこん 原田 れた。内容は、北電の説明会が行

ないと考えている。のない費用負担にはならに見直すことから、際限

ているが現実的ではない原 ト条例が定められ エリアマネジメン 見解を伺う。 の問題は大きな問題だ。 とされている。 特に財源

には、受益の有無を特定分担金を徴収するため 判断した。 町長

ことになるが、5年ごとその費用を町が負担する条第1項の規定により、 町ニセコひらふ地区エリが認定した場合、倶知安 アマネジメント条例第 アマネジメント計画を ント法人が策定したエリ 16

R在来線の存続

線が枝葉としてあって初 だけではなりたたない。れば在来線は枝葉で、 えれば新幹線が幹だとす めて地域の発展に繋がる 定されているが、 原田 新幹線に接続する在来 れているが、木に例在来線の廃止が予 幹

挙げるよう求める。 と思う。 在来線の存続に全力を